# ヤングケアラー支援に向けた取組について

### 1 目 的

ヤングケアラーとは、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的 に行っている子供のことを指し、勉強や遊びに対する時間が取れず、本来守られるべ き子供の権利が侵害されている可能性がある。

国は、子供が適切な養育を受け、健やかな成長と教育の機会を得られるようにするとともに子供が介護・世話をしている家族等に必要な支援につなげるために、令和2年度に中学生及び高校生、令和3年度に小学生を対象としたヤングケアラーに関する全国調査を行った。また、各自治体においても、実態把握のための調査を行うよう求めている。

このような状況を受け、区においてもヤングケアラーの実態を把握し、きめ細やかな支援につなげていくため、区内在住又は在学の小・中学生、区内在住の高校生等に対しアンケート調査を行う。

当調査を通じて、子供達に子供の権利やヤングケアラーに関する啓発を行い、気づきを促す。また、職員、教職員向けの研修及び普及啓発用リーフレットの作成を行い、普及啓発を図る。

# 2 取組内容

### (1) 実態調査

- ① 調査対象(約10,400人)
  - ア 区立小学校に在籍する小学4年生から6年生までの児童 約3,500人
  - イ 区立中学校に在籍する中学1年生から3年生までの生徒 約2,200人
  - ウ (区内在住)高校生相当年齢者 約3,300人
  - エ (区内在住)区立以外の小学校に在籍する小学4年生から6年生までの児童 約 200人<sup>(※)</sup>
  - オ (区内在住)区立以外の中学校に在籍する中学1年生から3年生までの生徒約1,200人(※)
  - (※) インターナショナルスクール等に在籍する児童・生徒を含む。

## ② 主な調査項目

世話をしている家族の有無、日常生活の困りごと、ケアの状況等

#### ③ 調査方法

ウェブを活用した無記名のアンケート方式による。

ア 区立小中学校に在籍する児童、生徒については、配付しているタブレット端末での回答を、学校を通じて依頼。

イ 区立以外の小中学校に在籍する児童、生徒及び高校生相当年齢者については、 住所地へ依頼文を直接郵送し、ウェブでの回答を依頼。

## ④ 調査期間

令和5年9月上旬から同月下旬まで

# (2)普及啓発事業

○区職員、教職員等に向けたヤングケアラーに関する研修会の実施

時期:令和5年11月及び12月

対 象:福祉、医療、保健、教育に関連する所管課職員100名程度

○普及啓発のためのリーフレット作成

作成時期:令和5年10月頃

部 数:7,000部

# 3 補正予算額

歳入 3,649千円

歳出 5,662千円

# 4 今後の予定

令和6年第1回定例会 子育て・若者支援特別委員会報告

令和6年 2月 結果公表